テーマ等

監査の

実施結果

のうち、

主な項目

監査対象部署:市の全ての部署のうち補助金等の交付実績を有する部署(57所属) テーマ:補助金等(負担金、補助金、交付金)に関する事務の執行について 指摘・意見の件数:指摘 15 件、意見 107 件(総括意見 10 件含む。) (注:【関連する主な補助金等】に記載している補助金等名に下線があるものは指摘、無いものは意見。数字は概要版の該当頁。)

監査対象期間:令和4年度(必要に応じて他の年度も対象)

#### 「総括意見〕

### ○補助金等の見直しについて

補助金等が長期にわたって同額を交付している場合は、補助金の目的や現在の 状況に照らして同額で良いのか、また低額の補助金については、その補助金の効 果が十分に得られているのか、交付申請件数やその効果から交付金額は十分な金 額なのか、終期が設定されていない場合は補助金が無くても効果が変わらないの か、継続的に見直しを実施していくことが求められる。なお、補助金及び交付金 については、「補助金等交付のガイドライン(以下、「ガイドライン」という。)」 において、法令等に基づく補助及び会計間補助を除き、3年ないし9年で見直し をすることとしている。新型コロナウイルス感染症や物価高など、近年は短期間 に状況が大きく変動していることから、補助金等の見直しの検討は3年や9年に かかわらず、継続的に実施することが望まれる。特に9年は長いことから、期間 の短縮化を検討する必要がある。

【関連する主な補助金等: 防犯灯設置費補助金 p33】

#### ○負担金協定書の作成について

負担金の支払先の多くは外部の団体となっていることから、多くの場合、市は 実施主体との間で協定書を取り交わしている。しかし、負担金は補助金や交付金 のように、「豊田市補助金等交付規則(以下、「交付規則」という。)」や「ガイド ライン」のような規制するものがないことから、協定書の内容について、詳細に 定めている場合もあれば、2ページ程度で内容も詳細には定められていない場合 や購入した資産の所有権が明確に定まっていない場合など、内容にばらつきがあ った。負担金も補助金と同様に市税などが原資になっていることから、その使途 もあらかじめ協定書により厳格に定めておくことが求められる。そのため、必要 な事項を具備した協定書になるように、例えば、協定書のひな形や必要項目をま とめたチェックリストのようなものを利用することが考えられる。

【関連する主な補助金等:里モビLIFEプロジェクト推進負担金p30】

# 〇補助金等で購入した資産について

国等の補助金等で購入した資産について、「補助金等適正化法」第22条におい て、処分の制限がかけられている。この制限は、購入資産を売却すると補助金の 効果が無くなるだけでなく、補助金の受領者が売却により不当に利益を得るおそ れがあることから、それを防止するためである。違反をした場合は、交付決定の 取消しや補助金の返還が求められる。一方、市の「交付規則」や「ガイドライン」 には、「補助金等適正化法」第22条に相当するような財産処分の制限の規定はな い。「交付規則」にも財産処分の制限と違反した場合の対応を定めるとともに、各 補助金の交付要綱にも財産処分の制限の詳細を定め、さらに実際に不当に処分さ れていないか検査する基準を定め、実施することが求められる。

【関連する主な補助金等:へき地医療拠点病院医療機器整備費補助金 p62】

#### ○負担金で購入した資産について

協定書において、負担金で購入した資産における所有権の帰属や処分方法につ いて明記されていない場合があった。市も負担金事業の関係者であることから、 毎年度の精算時や実行委員会の解散時などに、負担金で購入した資産の処分等に ついて、市は安易に権利を手放すのではなく、市の行政目的達成のために活用が

できるように努める必要がある。そのために、協定書において負担金により購入 した資産の処分について明確に定めることが望まれる。

【関連する主な補助金等: FIA世界ラリー選手権日本大会開催準備委員会関連 事業負担金 p46】

## 〇実績報告の確認方法について

実績報告書は、交付する補助金が有効に使われるかどうかを確認するための重 要な書類である。多くの補助金の審査では、書面確認が中心となっているが、真 に適正か否かを判断するためには、根拠資料や現物などの照合など、現地確認が 必要になる場合も多い。一定の基準を設け、現地確認を実施することを検討する 必要があると考える。さらに書面確認においても、属人的な確認にならないよう に、マニュアルや手続書を作成し利用することが望まれる。

【関連する主な補助金等:福祉事業団運営費補助金 p56】

### ○書面の訂正方法について

補助金の申請書類は、審査の際に市側で交付金額やその前提になる数値が修正 されることがある。その修正の際には、修正者や修正理由などの記録が残されて いないことが多い。交付金額等の修正は、適正な金額に修正するための重要な手 続であることから、修正の際はより慎重な判断が要求される。そのため、上席者 の修正確認の実効性を高めるとともに事後的な確認も可能とするため、修正者や 修正理由を明記することが求められる。また、交付金額等の補助金に重要な変更 を伴う修正の場合は、申請者にも大きな影響が及ぶことから、可能な限り申請者 に連絡をするとともに、その記録を残すことが望まれる。

【関連する主な補助金等:上郷地域バス事業負担金 p75】

## ○成果指標の設定と活用について

「ガイドライン」において、補助金の創設時及び見直し時には、所管課による 自己評価を求めている。自己評価の中には、成果指標による評価があるが、記載 している指標が、成果指標(アウトカム)ではなく実績(アウトプット)を示す ものが多かった。「ガイドライン」が示すように、より適正な成果指標を設定する とともに、見直し時だけでなく、毎年度、成果指標により評価を行い、補助事業 の見直しを含め、評価結果を次年度以降の補助事業に反映されたい。

【関連する主な補助金等:校区交通安全推進事業補助金 p35】

### ○補助金等対象経費における消費税の取扱いについて

補助金は、補助対象経費に消費税分が含まれた金額で交付される場合が多い が、多くの補助金交付要綱では、補助対象経費に係る消費税分の取扱いに関する 項目がなく、補助金の交付時又は精算時にも消費税分を考慮されていなかった。 補助対象経費に消費税が含まれる場合、交付先の消費税計算上、補助対象経費に 係る消費税が仕入税額控除となり、その分の納付する消費税額が減額されること になる。そのため、交付先は補助金の交付金額のほかに仕入税額控除分が利益に なる。補助金の交付金額は真に必要な額に限定されるべきであることから、補助 対象経費に含まれる消費税分が仕入税額控除の対象になる場合は、減額して交付 するべきである。また、このような取扱いを明確にするため、補助金交付要綱に 明記することが望まれる。なお、交付金や負担金の場合も同様に起こり得ること から、交付金額等の決定時や精算時に消費税を考慮する必要がある。

【関連する主な補助金等:地域バス運行負担金 p42】

### 〇概算払の必要性の検討について

補助金の交付は、「交付規則」によると原則的には確定払としているが、交付目 的を達成するために特に必要と認められる場合に、概算払又は前金払が認められ ている。事前アンケートの回答では、補助金のうち概算払の割合は約17%であっ たが、概算払をしているもののその大半が返還されているものや、交付金額が少 │ 額で確定払でも対応できると見込まれる補助金もあった。 資金運用や回収リスク の観点からも、概算払又は前金払とする場合は真に必要な場合に限定することが 望まれる。

【関連する主な補助金等:豊田地域医療センター運営費負担金 p59】

### ○豊田市補助金等交付規則の見直しについて

「交付規則」は、市が補助金等を交付する上で遵守するものであることから、 各補助金等の交付要綱は、「交付規則」に従い定められるものである。監査の結 果、「交付規則」の見直しの検討が必要であると認められるものがあった。①「カ ーボンニュートラル創エネ促進補助金」の交付要綱では、実績報告の期限を「交 付規則」が定める30日を経過した日を超え、2か月を経過した日としていた。 交付先が実績報告書の添付書類を整えるための配慮から設定したものであった。 昨今は様々な補助制度が設けられ、交付申請や実績報告において、多くの資料の 提出を必要とする場合がある。そのような状況を踏まえ、「交付規則」においても 補助金等の交付手続の実態に即し、見直すことが望まれる。②多くの補助金等の 交付要綱に、補助金等の交付条件に市税の完納が定められているが、「交付規則」 にはこの定めがない。交付条件の徹底を図ることや交付対象者の制限を伴うこと からも、「交付規則」においても同様に定めることが望まれる。③「補助金等適正 化法 | や他団体の「交付規則 | にあるような加算金及び延滞金に関する定めがな い。加算金及び延滞金は、補助金の不正受給等の牽制効果も期待できることから、 補助金の交付がより適正かつ効率的に運用されるためにも、「交付規則」におい て加算金及び延滞金に関する定めを設けることが望まれる。

【関連する主な補助金等:カーボンニュートラル創エネ促進補助金 p67】

#### 「その他」

### 〇豊田市補助金等適正化委員会について

### 【外部委員について】

市は、平成21年度の包括外部監査において、豊田市補助金等適正化委員会(以 下、「適正化委員会」という。)の前身である「豊田市委託・給付事務効率化委員 会」の委員に一定数の外部委員(市職員ないし市〇日職員以外の者)を選任すべ きであるとの意見があったものの、「委員には現場(市民の声)に近い担当職員を 選任しております。同時に審議においては「公平性」「中立性」が確保されるよう 委員バランスの配慮を行っております。」との理由から、外部委員の選任は行わ れていない。「適正化委員会」においては、第三者的視点から、補助金等について 検討することに意義があり、その第三者的視点には、市職員の内部的な視点だけ でなく、市民や学識経験者、職業的専門家等の外部的な視点を取り入れることで、 より有意義な調査・検討が期待される。したがって、「適正化委員会」の委員のう ちの一定数については、外部委員を選任することが望まれる。